

鳥取県告示第 140 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字曹源寺字小来ル木奥26の1から26の3まで、27の1、27の2、字寺山578の1、578の4、字真谷591の1、592の1、595の1、596の1、597の1、599、600の1から600の3まで、600の5から600の46まで、大字下西谷字足谷502の1、502の2、字鍛冶屋谷511の1、字小来木谷543の1、543の3から543の5まで、大字上西谷字スモト谷401の1、401の2、字菜畑404、405の1、405の6、字宮ノ谷408の4、410の1、字家ノ奥414、415、420の1、420の2、大字福本字ツムギ4の1、4の2、4の6、4の7、6の1から6の4まで、6の8、7の1、7の3、7の4、7の7、7の12、大字福山字曹源寺谷1の1から1の3まで、1の7、1の8、2の1、2の4、2の6から2の14まで、2の27から2の29まで、2の32、字久原谷42の1、44、45の1から45の4まで、46の1から46の7まで、字岡谷109の1、109の3、113、字西谷116、117の1、117の2、118、119の1、120の1、字追分ヶ谷199の1、200の2、200の3、字梅ヶ谷201の3から201の5まで、201の8、201の10、字小松谷202、203の1、203の2、字桜ヶ谷268、269の1から269の4まで、字沢谷270の1、270の3、271の1、字槇ヶ谷306の1、307、308、字大柞谷309の1、309の2、309の5、309の7、310、字牧原奥534の1、535の1から535の10まで、536の1から536の4まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)